

東大阪市特定生産緑地の指定

令和 7 年度第 1 回東大阪市都市計画審議会

令和 7 年 7 月 2 4 日（木）

特定生産緑地について

都市農業振興基本計画（平成28年策定）

都市農地の位置づけ

「宅地化すべきもの」 → 都市に「あるべきもの」



令和元年度 生産緑地地区指定方針の改正

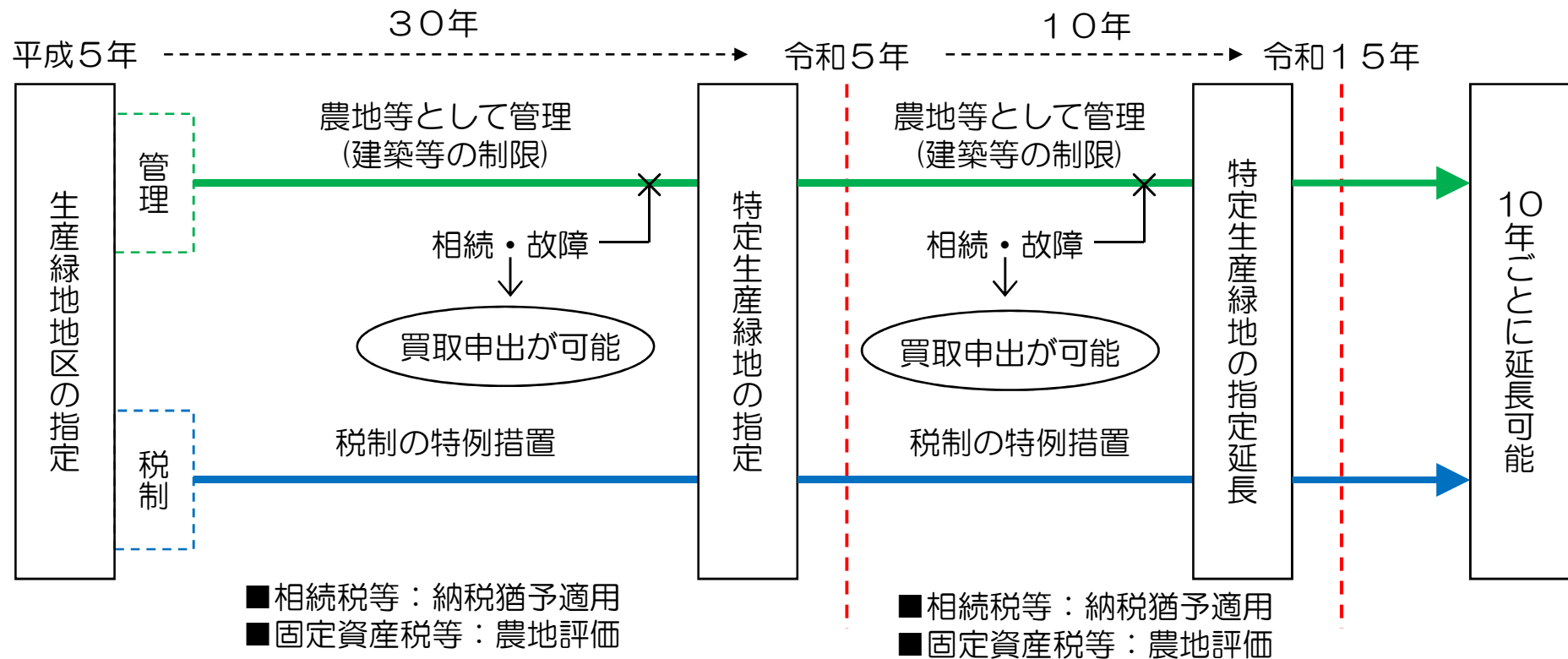


特定生産緑地制度を活用し、生産緑地の保全を図る。

特定生産緑地制度について

特定生産緑地とは・・・

平成29年の生産緑地法の改正により創設された制度
生産緑地地区の農地等利害関係人の意向をもとに生産緑地
地区を特定生産緑地として指定できる (生産緑地法第10条の2)



生産緑地地区の指定状況

全生産緑地面積と指定の内訳（令和6年9月変更時点）

	面積（ha）	
全生産緑地	96.40	
内 平成4年指定	83.67	（82％）
内 平成5年指定	2.50	（2.5％）
内 平成6年指定	1.06	（1.0％）
内 平成7年指定	0.30	（0.4％）

今回の対象は

	受付期間
平成7年指定分	R6.4.1～R7.3.31

指定に向けた取り組み

取り組み経過

令和 2 年 1 月	全所有者に対して指定申請書類、 制度概要資料の送付
令和 6 年 9 月	未申請者に対して意向調査を実施 併せて、特定生産緑地制度の再周知 (意向調査の返送がなかった方には個別対応)

指定の概要

地 区 名 称	位 置	面 積				議案書 ページ番号
		生 産 緑 地 区	特 定 生 産 緑 地			
			既に指定されている 区域	新たに指定する区域	指定後の区域	
横小路町3-F-30	東大阪市横小路町三丁目地内	約 0.10 ha	-	約 0.10 ha	約 0.10 ha	P46
西岩田4-C-7-15	東大阪市西岩田四丁目地内	約 0.31 ha	約 0.30 ha	約 0.01 ha	約 0.30 ha	P44
中部区画整理地区D-17	東大阪市水走一丁目地内	約 0.12 ha	約 0.10 ha	約 0.02 ha	約 0.12 ha	P45
川俣1-P-7	東大阪市川俣一丁目地内	約 0.12 ha	約 0.12 ha	約 0.00 ha	約 0.12 ha	P43
御厨南2-1-15	東大阪市御厨南二丁目地内	約 0.17 ha	-	約 0.17 ha	約 0.17 ha	P44

合計 5地区 約0.30ha

(参考) 平成 7 年度指定生産緑地地区の特定生産緑地申請率

地区数・・・5地区 面積・・・約0.30ha

生産緑地の約100%の指定

今後のスケジュール等

特定生産緑地指定についての審議会開催予定時期と 対象受付期間

審議会開催予定時期	対象年度	面積（ha）	対象受付期間
令和8年8月	H8	0.57	R7.4.1～R8.3.31

農地所有者への制度周知の徹底

●所有者の意向を電話・対面で確認 等